

個人が納める町税は、口座振替にすると金融機関へ行く手間がいらす、納め忘れもなく安心です。毎月15日までに手続きをすれば翌月から口座振替ができます。申込用紙は町内の金融機関や役

税・保険料の納付は安心・便利で確実な口座振替で

- **軽自動車税** 全期分 納期限は5月25日(火)です。納期限を過ぎると督促状を送付します。督促手数料は一通につき100円です。
- **問い合わせ** 役場税務 住民課収納係まで

今月の納税(5月)



- **必要なもの** 納税通知書、通帳、通帳登録印
 - **取引金融機関** 直轄農協、福岡ひびき信用金庫、福岡銀行、西日本シティ銀行、ゆうちょ銀行
 - **振替日** 毎月25日(金融機関が休みの場合は次の営業日)
 - **問い合わせ** 役場税務 住民課収納係まで
- 場税務住民課にあります。

町税・保険料の納め忘れはありませんか

令和2年度分の町税・保険料に納め忘れがある場合は、早めに納めましょう。納付書がない場合は再発行ができますので、役場までご連絡ください。

● **問い合わせ** 役場税務 住民課収納係・保険健康課公費医療係まで

くらしの 情報

Calendar 2021 5

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

☎ 問い合わせ先 ☎

- 鞍手町役場…42局2111番 (FAX…42局5693番)
- 中央公民館…42局7200番
 - 教育課…42局7200番
- 歴史民俗博物館…42局3200番
- 総合福祉センター…42局8811番
- 社会福祉協議会…42局7800番
- 地域包括支援センター…43局3019番
 - 上下水道課…42局0408番
 - 中央浄水場…42局0417番
 - くらて病院…42局1231番
 - 鞍寿の里…42局1233番
 - 鞍手駅…42局0980番
- 火災の発生状況…32局3211番

直轄地区障がい者基幹相談支援センター「かのん」

 をご存じですか

INFORMATION Support

直轄地区障がい者基幹相談支援センター かのんでは、障がいのある人たちが地域で安心して暮らせるように支援しています。

～ひとりで悩まないで～

どんなことでも、まずはお気軽にご相談ください

子どもの発達、行動が気になる

どんなサービスがあるの？

仕事や活動がしたい

住み慣れた地域で暮らしたい

親亡き後のことが心配

- **総合相談・専門相談** 障がいのある人からの悩みごとはもちろん、ご家族、関係者からの心配ごともお受けします
- **権利擁護・虐待防止** 障がいのある人の権利擁護や虐待に関するご相談をお受けします

オンライン相談を始めました

障がいに関する悩みごとや困りごとについて、LINEでのビデオ通話やZoomを使ったオンラインでの相談を始めました。

なお、オンラインでの相談には、事前に予約が必要です。相談を希望する場合は、直轄地区障がい者基幹相談支援センターかのんのホームページにある「相談受付フォーム」に必要事項を記入の上、申込みください。

直轄地区障がい者基幹相談支援センター かのん
 〒822-0026 直方市津田町7番20号 直方市健康福祉課別館
 ☎24局1551番 FAX 24局1552番まで
 開所日時：毎週月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時まで(祝日は除く)

自動車税(種別割)の納付は5月31日までに

自動車税は、毎年4月1日現在の自動車の所有者に課税される県税です。忘れずに納めましょう。

●納税通知書の送付 5月初旬

●納期限 5月31日(月)

●問い合わせ 福岡県飯塚・直方県税事務所自動車税係 ☎(0948)21局4922番まで

所得・課税証明書等の発行は6月1日から

令和2年1月から12月の所得・課税証明書・非課税証明書は6月1

農作業事故に注意しましょう!!

毎年、全国で農作業中の事故が発生しています。農作業事故はちょっとした不注意やはずみで発生します。普段慣れている作業でも危険が伴うことを再認識し、農作業事故の防止と安全作業の徹底に努めましょう。

トラクターの事故対策

事故防止のため、シートベルトの着用はもちろん、作業場周辺の安全確認を十分に行いましょう。

草刈り作業の事故対策

事前に作業場所の下見などの安全確認を行うとともに、作業実施中は作業者の安全確認を行うため、監視人を設置するなどの対策を行いましょう。ため池や水路周辺で作業を行う場合は、安全対策としてライフジャケットの着用や、救助用具(浮き輪・ロープ等)を準備しておきましょう。

●問い合わせ 役場農政環境課農業振興係まで

日(火)から発行します。証明手数料は1通につき300円です。

●問い合わせ 役場税務住民課賦課係まで

令和3年度町民税の税額決定について

確定申告期限の延長により、3月16日以降に提出された確定申告書については、町民税・県民税の算定が間に合わず、申告内容が反映されない税額通知書が届く場合があります。その場合、改めて税額を変更した税額通知書を送りさせていただきます。

●問い合わせ 役場税務住民課賦課係まで



今月の補聴器相談日

5月の補聴器相談が次のとおり行われます。

●役場での相談 ▽とき

5月7日(金) 午後1時から2時まで (九州補聴器センター) ▽とき

5月13日(木) 午前11時から正午まで (九州リオン) ▽とき

5月26日(水) 午後1時から2時まで (小倉補聴器)

●役場の相談では、受付順の番号札を配布します。

●くらすで病院での相談 ▽とき

5月6日(木) 午後2時から4時30分まで (九州リオン) ▽とき

5月25日(火) 午後2時から4時まで (九州補聴器センター) ▽とき

5月27日(木) 午後2時から5時まで (あそう補聴器)

●問い合わせ 役場福祉人権課福祉係またはくらすで病院まで

社会福祉協議会の無料法律相談

野中・西村法律事務所

の弁護士による無料法律相談が行われます。受付は7人までです。

※会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、弁護士のみマスク着用、アルコール消毒液の設置を実施しています。ご来場の際は、マスク着用等での感染予防をお願いします。

●とき 5月10日(月) ▽受付(順番の抽選)

5月10日(月) 午後0時45分から ▽相談 午後1時から3時まで

●ところ 総合福祉センター

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

●一人で悩む前に... 心配ごと相談へどうぞ

直方法務局の職員、人権擁護委員、行政相談員の皆さんが、あなたの悩みに答えてくれます。

※会場では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、弁護士のみマスク着用、アルコール消毒液の設置を実施しています。ご来場の際は、マスク着用等での感染予防をお願いします。

●とき 5月25日(火) ▽受付(順番の抽選)

5月25日(火) 午後0時45分から ▽相談 午後1時から4時まで

●ところ 総合福祉センター

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

あなたの悩み 人権擁護委員に相談してみませんか

6月1日は「人権擁護委員の日」です。この日にちなんで、直方人権擁護委員協議会では次のとおり特設人権相談所を開設します。身近な相談パートナーである人権擁護委員が人権についての相談に応じます。相談は無料で秘密は固く守られます。

●とき 6月1日(火) 午前10時から午後3時まで

●ところ 総合福祉センター

●問い合わせ 直方人権擁護委員協議会(福岡法務局直方支局内) ☎22局1144番まで



農地の出し手、受け手を募集します

農地中間管理機構を通じて、農地の貸借を行い

ませんか。農地中間管理機構は、農地を貸したい出し手から、規模拡大などを行いたい受け手(担い手)への農地の集積・集約化を進めるため、農地の中間的受け皿となる組織です。また、公的機関のため、農地の出し手は確実に賃料が振り込まれて安心です。申込方法など、詳しくはお問い合わせください。

●問い合わせ 福岡県水田農業振興課 ☎(092)643局3474番または役場農政環境課農業振興係まで

木造戸建て住宅の耐震化を支援します

地震による木造戸建て住宅の倒壊を防ぐため、県では次のとおり令和3年度に行う耐震改修工事等にかかる費用の一部を補助します。

●交付要件 靱手町内で昭和56年5月31日以前に建築または着工された靱手町内に建つ2階建て以下の一戸建ての住宅であること

※要件はこのほかにもあります

●申し込み・問い合わせ 役場建設課建築係まで

アパート等建設費用の一部を補助します

町では、次のとおり町内でアパートやマンションなどの民間賃貸住宅を建設する人（法人を含む）に、その費用の一部を補助します。

●賃貸住宅の要件

1棟につき2戸以上の戸数を有し、住戸形式が1LDK、1LDK、2LDK、3LDKのいずれかであるもの

※要件はこのほかにもあります。

●申し込み・問い合わせ

役場建設課建築係まで
危険なブロック塀等の撤去費用を補助します
倒壊の危険性が高いブ

6月6日の 日曜日は、 春の清掃デー です



清掃活動にご協力ください

6月6日(日)は、「春の清掃デー」です。私たちの住む鞍手町から不法に捨てられたゴミを一掃するために、皆さんご協力ください。

- 回収方法 衛生連合会から各地区に配布されたゴミ袋に、ゴミを回収してください
- 回収したゴミの処理 空き缶・ペットボトルなどは泉水最終処分場（午前8時30分から10時30分まで）に、可燃物は宮若市のくらしクリーンセンター（正午まで）に搬入が可能です
- お願い 「清掃デー」は、ポイ捨てされたゴミを拾うための運動です。絶対に家庭のゴミは出さないようにしてください。また、配布されたゴミ袋は「清掃デー」だけに使用してください
- 問い合わせ 役場農政環境課生活環境係まで

ロック塀等の撤去を行う人に対し、撤去にかかる費用の一部を補助します。補助金額については問い合わせください。

●対象要件

町内の道路に面する高さが1メートル以上のブロック塀を撤去する工事
※要件はこのほかにもあります。

●問い合わせ

役場建設課建築係まで

ゴミの不法投棄、ポイ捨ては犯罪です

不法投棄とは、廃棄物を適正に処理せず道路や空き地等に捨てる行為です。空き缶、ガムの包み紙、たばこの吸い殻など軽微なゴミのポイ捨ても不法

投棄になります。

町内でも夜間、人目につきにくい場所や道路沿い、農地や水路、荒地などに不法投棄、ポイ捨てが発生しています。町では、啓発看板の設置や警察と連携してパトロールを行うなど不法投棄の防止に努めています。

●問い合わせ

役場農政環境課生活環境係まで

6月1日は 経済センサスー活動調査

総務省と経済産業省は、令和3年6月1日現在で、「令和3年経済センサスー活動調査」を実施します。全国のすべての事業所及び企業が対象になります。調査票は、調査員が5

月下旬に配布もしくは国が郵送します。調査員が訪問する場合は、必ず「調査員証」や「従事者用腕章」を身に付けています。ご回答はできる限りインターネットでお願います。

●問い合わせ

役場農政推進課政策係まで

ルールを守ろう!! 野焼きは法律で 禁止されています

「野焼き」とは、家庭ごみやせん定した枝などを屋外で焼却することをいいます。野焼きは、「廃棄物の不適正な処理の防止」「周辺地域の生活環境に与える影響」から原則禁止され、罰則の対象となっています。近隣に住む人へ迷惑をかけるためにも野焼きはやめましょう。

●問い合わせ

役場農政環境課生活環境係まで

トラクターなどの土は 道路に出る前に 落としてください

農家の皆さん、トラクターなど付着した土は道路に出る前に落としていただきます。町には、トラクターなどに付着した土が道路を汚しているという苦情が

寄せられています。道路にできるだけ土を落とさないようご協力ください。

●問い合わせ

役場農政環境課農業振興係まで

自衛官等採用試験を行います

自衛隊飯塚地域事務所では、次のとおり自衛官候補生及び一般幹部候補生の採用試験を行います。

●第2回自衛官候補生

▽受付締切 6月25日（金）▽とき（予定） 7月3日（土）または4日（日）▽ところ 小倉駐屯地

●第2回一般幹部候補生

▽受付締切 6月18日（金）▽とき（予定） 6月26日（土）または7月4日（日）▽ところ 福岡駐屯地

※自衛隊福岡地方協力本部飯塚地域事務所では、説明会を開催しています。ご都合に合わせて個別説明、出張説明も可能です。詳細は、お問い合わせください。

●問い合わせ

自衛隊飯塚地域事務所（0948）22局4847番まで

- ◆信頼・・・40年以上の経験!
- ◆真心・・・心のこもったお葬儀を!
- ◆安心・・・無理のないプランを!

問合せ先



(有)花六葬儀社

鞍手町大字中山3024-42(昭和通り)
0120-41-8769

セレモニー・ホール

鞍心館

あん しん かん
鞍手町小牧2084-1(旧ダイヤブック)

※入会金(1万円)のみの
『鞍心会員』募集中!!

くらしの郷の休館日

くらしの郷の勤労者ふれあい棟(体育館)の5月の休館日は、次のとおりです。

- 休館日 3日(月・祝)、10日(月)、16日(日)、17日(月)、24日(月)、31日(月)

※16日(日)は、総合福祉センター全館が休館日となります。

●問い合わせ 社会福祉協議会まで

コミュニケーション助成事業の申請団体を募集します

宝くじの収益を財源として、一般財団法人自治総合センターが実施



町内の交通事故発生状況



【3月中】		【累計】	
件数	5件(+1)	件数	20件(±0)
死者	0人(±0)	死者	0人(±0)
傷者	9人(+3)	傷者	26人(+1)

(かっこ内は前年比)

- とき 5月12日(水) 午前10時から午後4時まで(受付は午後3時まで)
- ところ ハピネスなかま(中間市通谷)
- 問い合わせ 福岡県交通事故相談所 ☎(092)643局3168番まで

巡回交通事故相談

のおがた警察署だより

直方警察署管内での犯罪発生状況

【3月中】		【累計】	
刑法犯総数	43件(+1)	刑法犯総数	125件(-26)
自転車盗難	2件(-1)	自転車盗難	10件(±0)
万引き	7件(-2)	万引き	22件(-1)
空き巣	0件(-5)	空き巣	2件(-34)

(かっこ内は前年比)

施している事業で、地域コミュニティ組織が行う活動に必要な費用を助成します。

- 対象者 行政区や住民団体
- 対象事業 備品の購入など
- 助成年度 令和4年度に実施する事業
- 申請期限 5月末
- 問い合わせ 役場政策推進課政策係まで

ひとり親家庭等の就業を支援します

福岡県ひとり親サポートセンターでは、次のおり、ひとり親家庭のお母さんやお父さんまたはかつて母子家庭だった寡婦の人を対象に講習会を行います。

●介護職員初任者研修(通

信制)資格所得講習会

▽開催期間 6月30日(水)から8月26日(木)までのうち14日間▽時間 午前9時から午後5時まで▽定員 8名(書類選考、開講人数に満たない場合は中止)▽受講料 無料(教材費等7千円は自己負担)▽締切日 6月16日(水)

※託児有(事前予約制、託児対象年齢は1歳から就学前まで)

●問い合わせ 福岡県ひとり親サポートセンター 飯塚プラランチ ☎(0948)21局0390番まで

後期高齢者医療の保険証を送付します

後期高齢者医療は、75

歳以上の人が対象となる医療保険制度です。75歳の誕生日以降は、現在加入している医療保険にかかわらず、後期高齢者医療へ加入することになります。6月に75歳を迎える人(昭和21年6月1日から6月30日までに生まれた人)には、5月中旬に後期高齢者医療保険証を特定記録で郵送します。

●問い合わせ 役場保険健康課公費医療係まで

国民健康保険から社会保険へ加入14日以内に必ず届出を

国民健康保険に加入している世帯の全員、またはその一部の人に異動があった場合、14日以内に役場へ届け出て下さい。届け出を忘れていたり、遅れたりすると後で医療費を返さなければならぬ場合があります。

●問い合わせ 役場保険健康課国保年金係まで

後期高齢者医療に加入している皆さん入院するときや高額な外来診療は前もって手続きを

後期高齢者医療制度に加入している人で、世帯

休日の夜間の体調不良は急患センターへ

診療日	診療科目
土曜・日曜・祝日 午後6時から11時まで	小児科 内科
第2、第4日曜 午前9時から午後6時まで	小児科

●問い合わせ 直轄急患センター ☎28局2840番まで

休日在宅医



診療時間は、午前9時から午後5時までです。休日在宅医は、変更になることもありますので、事前に電話でご確認ください。

直方鞍手医師会ホームページよりご確認ください。

http://chokuan-medical.jp/touchoku/



介護保険証を交付します

6月に65歳を迎える人(昭和31年6月2日から7月1日までに生まれた人)に介護保険証を次のとおり交付します。今後、必要となりますので大切に保管してください。

●交付する日 5月26日(水)、27日(木)の午前8時30分から午後5時15分まで(木曜日は午後7時まで)

●ところ 役場福祉人権課高齢者支援係窓口

令和2年度の寄附状況をお知らせします !!

令和2年度寄附額 55,054,000円 (4,108件)

令和2年4月1日から令和3年3月31日までの寄附額です。

全国各地のみなさんより、鞍手町に対しご寄附をいただきましたこと、厚くお礼申し上げます。みなさんから寄せられましたご寄附は、本町の地域振興等のため有効に活用させていただきます。

また、ご寄附をいただきました方の内、公表について同意をいただいた場合は、お名前等を町公式ホームページ (<https://www.town.kurate.lg.jp>) にて公表しています。

公表	317件
非公表	3,791件
合計	4,108件

令和2年度事業のふるさと応援寄附金の活用事例

平成31年1月1日から令和元年12月31日までに、みなさんからお寄せいただいたご寄附は、指定された事業に活用しています。ここでは、主な活用事業を紹介します。



安全・安心なまちづくりに関する事業

町民の生命と財産を守る、安全・安心なまちづくりのための防災行政無線の整備費や維持管理に要する費用の一部に、寄附金を活用させていただきました。

活用事業……防災無線費



子育て支援及び未来を担う子どもの教育環境並びに生涯教育等の充実に関する事業

乳幼児の発育や発達の確認をしたり、成長や年齢に応じた育児の方法等の乳幼児健診や小学校・中学校の教育振興を図るための費用の一部に、寄附金を活用させていただきました。

活用事業……乳幼児健康診査費・小学校教育振興費・中学校教育振興費

その他、まちの基盤整備及び自然並びに環境保全に関する事業、高齢者及び障がい者福祉の充実並びに健康に関する事業、地域産業振興に関する事業、歴史又は文化の継承に関する事業に活用させていただきました。ありがとうございました。

●問い合わせ 役場政策推進課政策係まで

鞍手町 ふるさと 応援寄附

返礼品提供事業者を 随時募集しています!!

ふるさと納税の促進と返礼品等の送付を通じた地場産業の振興と魅力発信・PR等を進めるため、返礼品の提供事業者を募集しています。

応募要件等

- 対象事業者 町内に事業所を有する法人、個人等
- 返礼品等 鞍手町の魅力発信やイメージアップ等につながる特産品等で、別に指定する価格区分により提供可能なもの
- 選定方法 国が示す地場産品の基準に照らし、町が選考

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで

- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 後期高齢者医療被保険者
- 受診時の自己負担金 500円
- 問い合わせ 福岡県後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター(092)6511311番まで

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま

- 必要なもの 交付案内の通知書類、印かん、取りに来る人の身分証明書(運転免許証等)
- 問い合わせ 役場福祉人権課高齢者支援係まで
- 後期高齢者医療健康診査のお知らせ
福岡県後期高齢者医療広域連合では、被保険者を対象に、生活習慣病の発症や重症化の予防等を目的として健康診査を実施しています。対象者には4月下旬に受診票を送付します。
- 受診対象者 昭和20年4月1日から昭和21年3月31日生まれの人。なお、令和3年12月ま